

三重県立看護大学同窓会

クラス会開催支援規定

平成 23 年 8 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 同期生相互の親睦を図り、三重県立看護大学同窓会の活動に寄与することを目的とする。

(交付条件)

第 2 条 開催支援を受けることができるのは、下記のすべての条件に該当する場合に限る。

- 1) 開催支援申請は、同窓会に登録された代表者 1 名により行われる。
- 2) 出席者は 5 名以上である。
- 3) 同窓会ホームページおよび会報誌へのクラス会開催に関する掲載に同意する。
- 4) 開催支援に関する申請および報告に関する手続きをすべて満たす場合。

(支援内容)

第 3 条 支援内容は下記項目とする。

- 1) 開催支援金は、同窓会加入者一人当たり 5 0 0 円とする。

(申請)

第 4 条 クラス会開催支援申請書を用い、開催日のおおよそ 1 か月前を目途に申請するものとする。(開催月、開催エリアを記載し、決定次第速やかに連絡する)
なお、申請は郵送またはメールで行う。

(報告)

第 5 条 開催終了後は、速やかに下記の報告を行わなければならない。

- 1) クラス会開催報告書
- 2) 領収書(日時および場所の確認ができるもの)
- 3) 集合写真(画像データ)

上記報告は、郵送またはメールで行う。

(その他)

第 6 条 この規定に定めのない事項については、その都度、役員会に諮り決定する。

附則

1. 本規定の改訂は役員会の決議・承認を必要とする。
2. 本規定は、平成 23 年 8 月 20 日をもって施行する。
3. 令和 6 年 7 月 13 日 一部改正